

ごみ出し行為に関する法的整理（本人・家族・ヘルパー別）

区分	行為の内容	違法の有無	廃掃法上の位置づけ	許可の要否	法的評価・取扱い
① 本人による排出	利用者本人が自宅からごみステーションまで搬出	◎	「排出行為」に該当（第2条第4項）	不要	正当な排出行為であり制限なし。
② 同居家族による搬出	家族が本人に代わってごみをステーションに搬出	◎	本人の委任に基づく「排出補助」行為	不要	家庭内での委任関係に基づき適法（同一世帯内は処理責任を共有）。
③ 近隣住民・友人による搬出（無償）	近隣者が善意で代わりに搬出	○	排出者の代理行為に準ずる	不要	善意の支援として黙認されるが、継続・有償化すると「運搬業」扱いの可能性。
④ 訪問介護員（ヘルパー）による徒歩・手押し具による搬出	ヘルパーが利用者宅から徒歩・手押し具でごみを搬出	○	排出補助行為（物理的支援）	不要	福祉目的・非営利であるため適法。多くの自治体で容認。
⑤ 訪問介護員（ヘルパー）による車両搬出	ヘルパーが自家用車等で集積所まで運搬	△	一般廃棄物の「収集運搬」に形式的に該当（第2条第7・8項）	原則必要	福祉目的でも反復継続すれば「業」とみなされる可能性。法的グレーゾーン。
⑥ 事業者（介護事業所等）による職務としての搬出・運搬	介護事業所が職員を派遣し、車両で搬出	×	一般廃棄物収集運搬業に該当	許可必要	市の許可なしで行うと「無許可運搬」となり違法。
⑦ 行政職員・委託業者による回収	市職員または委託業者が収集車で回収	◎	一般廃棄物の「収集運搬」に該当（第7条）	市又は許可業者に限り可	正規の行政業務として適法。（呉市のすこやかサポート事業が該当）